

男性労働者の育児休業等の取得割合の公表

育児・介護休業法の改正により、令和7年4月から従業員が300人超の企業の事業主は、男性労働者の育児休業等の取得状況を年1回公表することが義務付けられました。

社会福祉法人敬愛学園における令和6年度の「男性労働者の育児休業取得率」は、25%です。